解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十八日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目一六番一五号一階　医療法人孝輝会

清算人　伊東　晴美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十七日開催の臨時総会の決議により同年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

千葉県船橋市本町二丁目二六番二一号本町ビル　特定非営利活動法人マルミの会

清算人　呉本　京子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

東京都北区田端四丁目一番地一四号　特定非営利活動法人シニアシンクタウン

代表清算人　岩井　誠也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月六日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

長野県佐久市協和八三八六番地二　社団法人谷田日新報徳社

清算人　花澤　政雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月十三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

静岡県藤枝市郡七四四番地の一　特定非営利活動法人すみれの家

清算人　山本　利彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

大阪府高槻市郡家新町一番一四号　特定非営利活動法人こだま会

清算人　白石　盛彬

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年五月十八日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

大阪府貝塚市畠中一丁目一七番一号　貝塚市土地開発公社

代表清算人　砂川　豊和

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

奈良県吉野郡下市町大字広橋六二三番地　財団法人広橋区自治会

代表清算人　大谷　隆一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年四月二十七日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

広島市西区井口鈴が台一丁目二番一―二〇五号　広島市西区井口鈴が台K・L・M・N棟マンション建替組合

清算人　飯村　正三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

福岡県中間市弥生一丁目二二番三号　ＮＰＯ法人アジア社会環境研究所

清算人　髙崎　勇次

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年五月三十日佐世保市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

長崎県佐世保市日野町二二一四番地　佐世保市日野町土地区画整理組合

代表清算人　遠藤　正己

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

沖縄県宮古島市平良東仲宗根四四〇番地立津アパート二階　特定非営利活動法人沖縄生活支援協会

清算人　新城　貴也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

山形県南陽市三間通四二〇番地一　職業訓練法人南陽市職業訓練協会

清算人　早坂　利治

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年六月二日大阪府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分一八〇番地　清算法人千早赤阪村赤阪土地改良区

清算人代表　松本　昌親

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年五月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

北九州市若松区北浜一丁目七番一号　ＪＳＴブリッジ若松労働組合

清算人　斉藤　昌弘

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

鹿児島県出水市昭和町四四番一号　社団法人出水郡歯科医師会

代表清算人　村岡　建夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十二日

北海道札幌市中央区北四条西一二丁目五五―二ほくろうビル　社団法人北海道勤労者安全衛生センター

清算人　工藤　和男